

新宮高等学校定時制生徒心得（学校生活全般について）

1 登下校について

- 1) あいさつの励行
- 2) 学校の定める始業時間（18：00）に、遅刻しないよう登校すること。
- 3) 遅刻・欠席・早退については、可能な限り事前に学級担任に連絡すること。
- 4) 校内は土足厳禁。（指定された上履きを必ず履くこと。）
- 5) 登校後は無断で校外に出ないこと。

2 飲酒・喫煙について

- 1) 未成年者の飲酒・喫煙は禁止する。また、成年者についても校内での飲酒・喫煙は禁止する。
- 2) 成年者であっても酒気帯び登校は禁止する。

3 交際について

- 1) 交際は、相互の基本的人権を尊重し、責任を持って行動すること。

4 暴力行為について

- 1) 暴力行為は、校内・校外を問わず、いかなる理由があろうとも禁止する。

5 火気の使用について

- 1) 学校内における火気の使用は禁止する。

6 所持品について

- 1) 生徒各人の所持品には必ず記名すること。
- 2) 貴重品や多額の金銭を所持して登校しないこと。
- 3) 学習に必要でない物品および他人に危害を与えるおそれのある物品の所持は禁止する。

7 服装・頭髪について

- 1) 服装・頭髪は、華美でなく清潔なものとする。

8 授業態度について

- 1) 真面目で積極的に学習する態度を身につけるように心掛けること。
- 2) 座席は、決められた場所に着席すること。
- 3) 授業中無断で座席を立ったり、教室を出たりしないこと。
- 4) 授業に支障をきたす騒音や雑談は禁止する。
- 5) 教室内では、帽子・マフラーの着用を禁止する。
- 6) ジュース等飲み物は教室に持ち込まないこと。やむを得ず教室に持って入る場合は、ロッカーの

上に置くこと。

- 7) 授業中、携帯電話・スマホ及びイヤホンの使用は禁止する。
但し、学習用PCについては、教員の指導の下許可することがある。

9 受験態度について

- 1) 中間考査、期末考査等の試験中の不正行為及び、不正行為と疑われる行為は禁止する。

10 欠講について

- 1) 教科担任の欠席による欠講の場合、教員の指示のもと課題学習に取り組むこと。

11 諸届等の提出について

- 1) 長距離（100kmを超える）の旅行をする場合、学割の発行を希望する生徒は旅客運賃割引書交付願いを担任に提出すること。
- 2) 在学証明書、成績証明書、調査書等の発行を希望する生徒は学級担任に、卒業生は事務室に申し出ること。
- 3) 車両通学については、車両等に関する通学許可願を提出して学校長の許可を受けること。
車両通学については、原付および普通自動車に限る。
居住地が新宮市高森、新宮市檜杖、三重県紀宝町以遠のもの。
但し、仕事をしている場合は通学許可願提出時に検討する。

12 身分証明書について

- 1) 身分証明書は入学時に発行する。
- 2) 身分証明書は、他人に貸したり、譲ったり、記載内容を勝手に改変してはならない。身分証明書は紛失、汚損、住所の変更等、証明書として役に立たなくなった場合、再発行を受けることができる。

13 生徒活動について

- 1) 校内における掲示、刊行、集会等は事前に許可を受けること。

(附 則)

令和5年4月1日より適用する。